

令和6年度石巻市心の復興事業に係る募集要項

1 事業の目的

東日本大震災に伴う復興公営住宅等への移転など、石巻市の被災者を取り巻く生活環境が変化する中で、被災者が安定的な日常生活を営むことができるように、被災者の心身のケア、生きがいをづくりによる「心の復興」や、コミュニティ形成の促進等の各地域の復興の進展に伴う課題に対応しながら、石巻市民が継続して活動することにより、自律的に地域の生活を営めるよう支援活動の実施に必要な施策を総合的に支援することを目的とします。

被災者の心身のケア等については、中長期的な取組が必要であることから、第二期復興・創生期間においても、これまでの活動を継続して実施する支援団体等の実施企画を募集し、補助を行うものです。

なお、本事業は、石巻市心の復興事業補助金交付要綱（平成29年石巻市告示第232号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づいて実施するとともに、国が定めた「被災者支援総合交付金交付要綱」の心の復興事業の取組支援の趣旨に合致するものとします。

2 定義

支援団体等とは、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、ボランティア団体、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合その他の民間非営利組織をいいます。

3 事業の採択要件

次に掲げる条件を全て満たす事業とします。

- (1) 心の復興事業による補助を受ける期間後の事業が明確であり、次のア～オのいずれかを満たす事業を対象とする。
 - ア 復興公営住宅等に入居する住民の心身の健康維持に資する取組
 - イ 復興公営住宅等に入居する住民の孤立防止、コミュニティ形成や周辺地域住民との融和、交流促進に資する取組
 - ウ 新旧住民の融和や多世代の地域参画など、地域住民が、課題解決に向けた地域活動を展開することができる地域コミュニティの構築や活性化に資する取組
 - エ 今後のコミュニティの中心を担う次世代の担い手育成に資する取組
 - オ 住民が主体的に取り組む子どもの健全育成や子ども・子育て世代の居場所創出、世代間交流促進に資する取組
- (2) 多くの被災者及び関係する地域住民等の参加が見込まれる取組であること。
- (3) 継続して実施される事業であること。なお、「継続して実施」とは、単発のイベント実施等ではなく、補助事業の実施期間内に、被災者が継続的に参加できる事業を実施することを指します。
- (4) 被災者のニーズに対応した事業であること。
- (5) 支援団体等が実施主体となる事業であること。

(6) 国・県等が実施する他の補助制度により、当該事業の経費の一部が補助されていない事業であること。なお、同一の実施主体による申請は1事業とします。

(7) 事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。

※以下に該当する取組である場合は不採択となります。

- (1) 一般的な行政ニーズのもの
- (2) 他の施策で対応するもの
- (3) 見守りなど相談にとどまるもの
- (4) 事業内容が「心の復興」事業の目的に適さないもの・主体的な参画を促すものではなく、サービス・施設・場所の提供のみに留まるもの
 - ・一過性の取組のみを実施するもの
 - ・施設・場所の提供のみに留まるもの
 - ・印刷物の製作・配布等が主な取組のもの
 - ・カフェ等の運営を行うのみで被災者が参画する機会の創出に欠けるもの

4 事業内容

石巻市では、再建先の復興公営住宅や各地域でコミュニティ形成がなされるまでの間、被災者の心身のケアや孤立防止が課題となっています。

このため、支援者のみに頼ることなく、多くの住民が積極的に参画し活動する機会を創出することによって、被災者が他者とのつながりや生きがいを持てる生活の支援や、市民の共助による自立した地域コミュニティの構築を図ります。

第二期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）内において、これまでの活動に対する支援として、被災者の生活再建、新たなコミュニティの構築、コミュニティ間のネットワーク形成等を行っており、令和6年度においても継続して実施します。

なお、本事業は復興財源により実施されていますが、第二期復興・創生期間後（令和8年度以降）については、復興財源が終了する予定であり、事業の継続は未定であります。そのため、今年度心の復興事業の補助を受ける団体については、今後の活動などについてのヒアリングの実施など予定しておりますので、ご承知おき下さい。

(1) 補助金額

1事業当たりの補助率及び補助上限額は下表のとおりとし、市長が必要と認めた額とします。

補助を受けた年数	初年度	2年目	3年目以降
補助率	9 / 10	8 / 10	7 / 10
補助上限額	90万円	80万円	70万円

補助を受けた年数とは、1団体あたりの補助を受けた年数とします。

なお、団体名を変更した場合であっても、母体に変更ない場合は同団体とみなします。

※令和4年度から継続して補助を受けている団体は、今年度は3年目の扱いとなります。

例) 初年度の団体が 90 万円で補助申請した場合【 90 万円×9/10=81 万円 補助額 81 万円 】
 3 年目の団体が 110 万円で補助申請した場合【110 万円×7/10=77 万円 補助額 70 万円 】

(2) 採択予定事業数

予算の範囲内で採択します。ただし、審査終了後に補助金額を調整する場合があります。

(3) 補助対象期間等

補助金の交付決定の日から令和 7 年 3 月 1 5 日までの範囲内とします。

(4) 補助対象経費及び補助対象外経費

補助金の対象経費は補助対象事業に直接必要となる経費とし、次のとおりとします。

補助対象経費	事業の実施に直接必要となる次の経費とする。 報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費等のうち、市長が必要と認める経費
補助対象外経費	事業の実施に直接必要であっても次のような経費は補助対象外となります。 ○組織運営のための経常経費 ・事業専従者が常駐しない団体事務所の家賃・電気・ガス・水道等の経常経費 ○備品購入費・工事費・改修費 ・備品とは机・イス・書庫・カメラ等、汎用性が高く、かつ 1 年以上にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるもの ○個人給付にあたるもの ・参加者への記念品代、お土産代、賞品代、イベント参加に係る旅費等 ・打ち上げ等の食事代（酒代）被災者同士の交流に寄与しない茶菓代（会議等でのお茶）等 ○その他 ・臨時事務補助員人件費（専ら交付金事務に従事する場合を除く） ※専ら交付金事務に従事する場合も「事務補助」とするのではなく、専ら従事する業務を具体的に記載し、その業務にあたる事務員である旨を説明すること。

(5) 収益の取扱い

本事業の実施により収益が発生した場合は、補助金交付要綱の定めにより、市長に報告してください。なお、報告に基づき、収益と認定した場合は、交付した金額を返還していただく場合があります。

5 事業の実施及び報告期間

事業は、補助金交付決定日から令和 7 年 3 月 1 5 日までの間に実施してください。

実施後の報告書の提出期限は、計画に定められた実施期間終了から 1 か月以内かつ令和 7 年 3 月 3 1 日までとします。

6 応募の手続

(1) 事業計画書の提出

事業実施にあたり、事業内容に関係する課（以下「担当課」という。）と連携して事業を行うことを必須とします。このため、石巻市中心の復興事業計画書（別紙様式第1号その1）を復興推進課あてメールで提出いただき、必要に応じ、事業内容についてヒアリングを行い、担当課を指定します。

なお、担当課は事業計画書の提出後にお知らせいたします。

提出期限：令和6年5月10日（金）午後3時まで

提出先：石巻市復興企画部復興推進課 電話0225-95-1111（内線5520）

メールアドレス：reconstpr@city.ishinomaki.lg.jp

(2) 応募書類

以下の書類を作成し、それぞれ2部ずつ提出してください。

ア 石巻市中心の復興事業補助金交付申請書（様式第1号）

イ 所要額明細書（様式第2号）

ウ 石巻市中心の復興事業計画書（別紙様式第1号その2）

エ 支援団体等概要書（様式第3号）

オ 定款又は規約等の団体の運営規約に相当するもの写し

カ 役員名簿

キ 団体の概要がわかる資料（A4判）

(3) 作成上の注意

担当課に事業計画の説明を行い、事業の採択要件が満たされていることを十分に確認し、本募集要項及び各応募書類の様式に記載された留意事項に従って作成してください。

(4) 応募期間

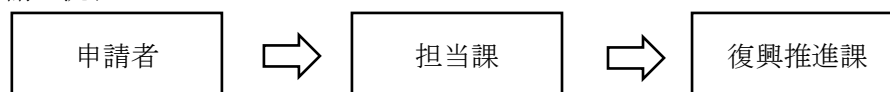
令和6年5月15日（水）から令和6年5月27日（月）午後3時まで

(5) 応募書類提出先

石巻市役所 担当課

〒986-8501 石巻市穀町14番1号 電話0225-95-1111

申請の流れ



(6) 応募方法

応募書類提出先に、応募書類2部を持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送の場合は、令和6年5月27日（月）必着とします。

(7) 応募に係る留意事項

- ア 応募者等は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 応募書類の提出は、応募者等への補助金の交付を前提とするものではありません。
- ウ 本募集要項に定める手続を遵守しない場合、応募書類に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- エ 必要により提出された書類の内容について、関係機関へ照会する場合があります。
- オ 応募及び審査手続に関して必要な費用については、応募者等の負担とします。
- カ 応募書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届を提出してください。
- キ 提出された応募書類は、原則として石巻市に対する情報公開の対象文書となりません。
- ク 応募書類については、原則として返却しません。

7 応募事業の審査及び選定

(1) 審査・選定手順

応募された事業提案について、審査及び選定を経て、予算の範囲内で事業を採択します。

なお、必要に応じ、資料の追加提出やヒアリング等を求める場合があります。

(2) 審査基準

審査項目	内容
必要性	・被災地の復興、被災者支援にとって必要性（ニーズ）が高い取組か。
有効性	・心の復興（人と人とのつながり・生きがいがづくり）の効果（取組内容及び参加人数）が期待できる取組か。 ・被災者自身が主体的に参画し、活動する機会の創出を図る取組か。 ・地域との連携が取れた取組か。 ・事業終了後も普及、発展の可能性が見込まれる取組か。
実現性	・被災者自身が主体的に参画し、活動する機会の創出を図る取組か。 ・無理のないスケジュールになっているか。 ・提案事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有しているか。
経済性	・経費の積算は適正で、本事業の適切な執行が期待できるか。 ・事業に要する費用と目的・効果（活動頻度、風化防止・地域活性化の波及効果）とのバランス（費用対効果）はとれているか。

(3) 審査結果の通知及び公表等

審査結果は、応募者に通知するとともに、採択された提案事業の事業概要とあわせてホームページ上で公表します。

なお、審査等に関する照会、問い合わせ及び審査結果に対する異議申立は、一切受け付けません。

(4) その他

ア 採択した事業については、実施方法・金額等について、条件を付す場合があります。

また、一部減額して採択する場合や不採択とする場合があります。

イ 一部減額する場合は、申請者に対して、事業実施の意思を確認し、継続の意思がある場合は、収支予算書等の必要書類を再提出いただいた上で採択します。

8 実績報告及び検査

各実施団体は、中間検査（11月予定）による報告及び検査を受け、事業完了後1か月以内かつ令和7年3月31日までに実績報告・収支報告を行うとともに、領収書及び受領書などの関係書類の提出を遅滞なく行うこと。

また、本年度より、心の復興事業の効果を評価することなどを目的として、参加者へのアンケート調査を行うので、事業参加者へアンケート調査を実施し、集計結果を実績報告と合わせて提出すること。

9 募集に関する事項

(1) 募集・選定等のスケジュール（現時点での予定であり、変更する場合があります。）

項目	日程
応募書類等の公表・配布	令和6年5月15日（水）
応募書類受付期限	令和6年5月27日（月）午後3時まで
審査及び選定	令和6年6月上旬
選定結果の通知・公表・交付決定	令和6年6月中旬

(2) 募集・選定手続等に関する情報

石巻市のホームページに掲載し、周知します。

ホームページアドレス

<https://www.city.ishinomaki.lg.jp/index.html>

(3) 応募書類等の配布

石巻市のホームページからダウンロードできるほか、復興推進課（市庁舎5階）で、午前9時から午後5時までの時間内に配布します。

10 その他留意事項

(1) 補助金の実績報告の際は、契約書等の事業の実施を証する書類や、領収証書等支出を証する書類の写しを提出していただくこととなりますので、関係書類の適正な整理が必須となります。

また、関係書類は事業終了後5年間の保管義務が生じます。

- (2) 本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第3号による検査の対象となります。この検査の結果、支出内容が不適正であると判断された場合には、本補助金の返還の対象となる場合がありますので注意してください。
- (3) 支出内容が国・県等が実施する他の補助金等と重複する場合には、対象外経費となるため、本補助金を受領済みであっても返還の対象となりますので注意してください。
- (4) 補助金交付申請時に提出した企画内容や収支計画等と事業や支出の内容が異なる場合には、補助金の対象外となる場合がありますので注意してください。

なお、変更する必要がある場合には、事前に担当課までお問い合わせください。変更の可否の確認後、必要に応じて変更の手続をしていただく場合があります。

- (5) 事業の採択結果については、ホームページへの掲載や報道機関への情報提供等により広く公開します。また、採択された事業計画、実績報告書等についても同様の取扱いとする場合があります。